

## 九州地区大学体育協議会学生代表者会議規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、九州地区大学体育協議会(以下「体育協議会」という。)に設置する学生代表者会議の具体的な任務等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 学生代表者会議は、体育協議会加盟校の学生相互の連絡を密にし、学生の団結と学生の意見集約を図ることにより、九州地区大学体育大会(以下「体育大会」という。)並びに九州地区大学体育系学生リーダーズ・トレーニング(以下「リーダーズ・トレーニング」という。)の円滑な運営及び学生の主体的な参加に資することを目的とする。

### (任務)

第3条 学生代表者会議は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 体育大会に係る広報
- (2) 体育大会に係る学生の企画立案及び運営参画に関する事
- (3) リーダーズ・トレーニングに係る学生の企画立案及び運営参画に関する事
- (4) 体育大会及びリーダーズ・トレーニングに係る当番校事務局との連絡調整
- (5) グループ会議の開催
- (6) その他学生代表者会議の目的を達成するために必要な事

### (本母校)

第4条 学生代表者会議の本母校を九州大学とする。

### (委員)

第5条 学生代表者会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本母校委員 本母校から2名とし、1名は体育協議会の学生評議員(以下「学生評議員」という。)とする。
  - (2) 代表委員 体育協議会施行細則第2条に規定する当番大学の学生評議員から各1名とする。
- 2 委員の選出は、当番大学のグループ会議の互選により選出する。
  - 3 委員の任期は1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 前項の委員は、再任されることができる。
  - 5 議長は、本母校委員のうち、学生評議員の委員をもって議長とする。

### (学生代表者会議)

第6条 学生代表者会議は、年4回開催し、議長が召集する。

### (グループ会議)

第7条 学生代表者会議に、次に掲げる事項を行わせるため、各グループにグループ会議を置く。

- (1) 体育大会に係るグループ地区内の広報
- (2) 体育大会に係る学生の企画立案及び運営参画に関するグループ内の検討

- (3) リーダーズ・トレーニングに係る学生の企画立案及び運営参画に関するグループ内の検討
  - (4) 代表委員の選出
  - (5) その他学生代表者会議の目的を達成するために必要なことのグループ内の検討
- 2 グループ会議は、各グループの加盟校の学生評議員をもって構成する。
  - 3 グループ会議は、各グループの代表委員が必要に応じて開催する。

(旅費)

第8条 学生代表者会議の開催に係る旅費は、体育協議会から支給する。

(その他)

第9条 本規則は、総務委員会の提案に基づき評議員会の議を経なければ改正することができない。

附 則

- 1 . 本規則は、平成16年5月19日から施行する。
- 2 . 本規則は、平成18年5月23日から施行する。